

江南市市民協働研究会 第1次提案

市民協働のまちづくりをはじめませんか

江南のまちは、高度経済成長の時代を経て、サラリーマンが増加した一方で、農家や自営の市民が減少し、それと同時に少子・高齢化が進み、市民の暮らし方は多様なものとなってきました。それに伴って市民が必要とするサービスも、今までにない新しいサービスやきめ細かく行き届いたサービスが必要になっています。つまり“江南のまちづくり”が切実に求められるようになっていきます。

そのためには、市民協働によるまちづくりが必要です。

市民協働の基本的な考え方 市民協働とは

- 江南市の様々な主体が協力し合っていくことです。
 - 市民、区・町内会・自治会、NPOなどの市民(活動)団体、企業、
学校(教育研究機関)、市役所
- 共通の目標と目的に向って協力し合っていくことです。
 - こんなまちをつくりたい
- 市民協働のまちづくりは、多種多様な分野において目的と情報を共有して行なう開かれた市民自治の活動です。
- 地域の一員(市民)として、地域をよりよくするという責務を自覚して協力し合っていくことです。
- 自らの意思で参加して協力し合っていくことです。
- 江南市の様々な主体が、対等な関係で協力し合って、まちづくりに取り組んでいくことです。

市民協働でめざすまちづくりの目標 こんなまちをつくりたい

市民協働の原則

市民協働の活動・事業の形態

市民協働のまちづくりを成功させるために

市民協働でめざすまちづくりの目標　こんなまちをつくりたい

そもそも何のために「協働」が必要なの？

└─▶ 「協働」は手段　─▶ 目標は「まちづくり」

市民協働の目標は、「みんなが共に幸せに生きられる“江南のまち”」をつくることです。そのまちづくりを5つの柱に分類しました。

だれでも安心・安全に暮らせる住みやすいまちづくり

快適・便利で自由・平和に暮らせるまちづくり

自然と環境に調和し、花のあふれたまちづくり

心ゆたかで活力あるまちづくり

将来を担い地域を担う人材の育成

番号は優先順位を表すものではありません。

- 例
- ・ 市民乗り合いバス　事業者 + N P O などの協働
 - ・ 防災リーダーの活用　区・町内会・自主防災会・市役所などの連携が必要
 - ・ 防犯パトロール
 - ・ 江南花卉園芸公園の魅力化
 - ・ 環境学習
 - ・ 外国人との交流・多文化共生のまちづくり　など

市民協働の原則

まちづくりに市民が参加する既存の方法とくらべてみると、市民協働の方法にはいくつかの重要な特徴点があります。

それが、市民協働の原則です。

◎目標・目的と情報の共有

目指す目標、目的をしっかりと共有する。

主権者たる市民による自治

市民自治

市民が主役（中心的役割？）

まちづくりは、市役所が基幹的役割

↑
信託を受けた地方政府

↑ 選挙による市長・市議会議員の選出

これで足りないところを
みんなで知恵を出し合って
やるのが協働

お互いある程度納得いくまで議論をし、多数決ではない、合意の形で方針など意思決定ができるよう努める。

協働で取り組む過程のすべてにおいて常に情報を共有する。

協働で取り組む過程のすべてにおいて透明性を確保する。（公開）

方針や方策の変更においても一方的に決めるのではなく、相互に十分協議する。

参加の手続き方法などを明確にする。

様々な情報の受け手があることに留意して情報提供する。

目標、目的からはずれた行為はしないこと

例として：政治活動、宗教活動はしないこと

◎対等な関係

年齢、性、国籍、職業、社会的な地位などにかかわらず対等

互いの立場を理解する。

他の人の意見をよく聞き、よく話し合い、互いの意見を尊重し非難はしない。

自立した関係 依存や従属はしない、主体性をもつ

「苦情を言う・受ける」という関係ではなく、「アイデアを出し合い、新しいものをつくりだす」関係

人権の尊重

協働の作法としての「気づき」

市民活動団体等が市役所から委託を受ける場合も、決して下請けではない。

◎評価の原則

協働の成果や問題点を明らかにして改善しながら取り組む

第三者評価も
活用

◎法令の遵守など

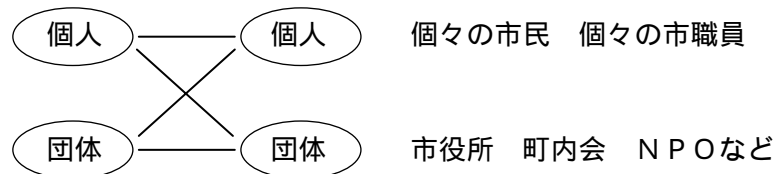
他人のプライバシーを侵害するような個人情報については守秘義務がある
こと

公金支出を伴う市民協働事業の会計処理を正しくおこない、決算書などを
常に公開すること

市民協働のまちづくりに関連する法令などの規定に従うこと

市民協働の活動・事業の形態

市民と市役所との協働だけでなく、市民同士の協働、NPOなどの市民団体と自治会の協働、市民団体と企業の協働など、地域内での幅広い連携と適切な分担によって協力し合っています。



市民協働のまちづくりの活動や事業の主な形態は、次のように分類することができます。

- 市民団体が自己資金を確保して、独自に取り組む形態
- 市民活動団体と区・町内会など地域住民の団体とが、協力し合って取り組む形態
- 市民活動団体等と市役所（行政機関）とが、協力し合って取り組む形態
 - ◆ 情報提供・情報交換 ◆ 施策・事業の企画立案、政策提言 ◆ 委託
 - ◆ 助成 ◆ 共催 ◆ 実行委員会・協議会 ◆ 後援 ◆ 事業協力
 - ◆ 評価・改善

市民協働のまちづくりを成功させるために

➤ 「市民協働センター」をつくる。

その他“活動場所”について

「市民協働センター」を拠点として、この研究会が中間支援団体としての役割を果たしていく

地域情報センター、中央コミュニティセンターなどの活用

放課後学校施設利用などの柔軟性

子育て支援、子どもの居場所づくり 例：放課後こどもプラン(仮称)

外国人との共生 例：ふくらの家(手作り交流拠点)

民家、空き店舗の活用

➤ 目標と情報の共有について

市民協力、市民参加、市民参画、市民協働など、市民がかかわるまちづくりの情報の公開と透明性の確保

情報の共有・公開制度の改善

市民が理解しやすい財政状況の公表

➤ 市民活動に対する助成金制度をつくる。

➤ 市民活動団体同士の連携について

NPO・ボランティア連絡会のような組織、ネットワークづくり

防災フェスタ(市民活動フェスタ)など

地域(地縁)団体とも意見交換が必要である

リーダーシップ、人材の育成

・団塊世代の生きがいの創出

・学生、若者を含め関心のある人をうまく引き出す方策を考える

協働の組織、場として自治会(区・町内会)も位置付ける

➤ 市役所内の連携について

同じ課題に対する市役所内の関係各課の連携が必要である。

(例えば、子どもの問題)

社会福祉協議会と市役所の情報共有が必要である。

➤ 市民自治の仕組みづくりについて

地域協議会をつくる

・市役所からの交付金

・テーマをしばってモデル的に 例 環境保全協議会

市民協働の政策評価

市民協働と併存する市民参画制度の確立

市民協働を進める保証となる条例化 自治基本条例

このような内容を基本に、『市民協働のまちづくりガイドブック(仮称)』として今年度中に取りまとめていきます。